

ボランティア清掃の実施に伴うごみ袋の交付、ごみ収集の申込について

1 ボランティア清掃の支援

名護市では市内の公共の場所（道路、海岸、河川、公園）において、自治会等の各種団体、個人のボランティア清掃活動を支援するために、ボランティアごみ袋を無料で交付し、清掃ごみを収集します。

2 ボランティア袋の交付、ごみ収集の申し込みについて

ボランティア袋の交付、ごみ収集の申し込みは、別紙の「ボランティアごみ袋交付・ごみ収集申込書」に必要事項を記入して環境対策課窓口に提出してください。

（※申し込み時に活動内容、収集方法、収集日、必要なごみ袋の枚数を確認しボランティア袋を交付します。）※清掃後、余ったごみ袋は必ず返却してください。

3 ごみの区分ごとの分別と注意点

(1) ボランティア清掃のごみは次の区分で分別をお願いします。

分別がされていないものは収集できませんのであらかじめご注意ください。

No	ごみの区分	ごみの内容
①	燃やしていいごみ	落ち葉類、紙類、布類、紙おむつ
②	プラ・ビニールごみ	プラスチック類、ビニール類、ゴム類、ペットボトル
③	金属ごみ	空き缶、金属類
④	ビン・ガラスごみ	空き瓶、ガラス類
⑤	家電製品ごみ	小型家電製品 ※リサイクル家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、クーラー、衣類乾燥機）は回収できません。ただし、運搬料金及びリサイクル料金を負担することができる場合は指定引き取り場所まで運搬いたします。※料金の負担については清掃場所の管理者にご相談ください。
⑥	燃えないごみ	陶器類、電池類、蛍光灯

(2) ボランティア清掃で出せないごみ

ボランティア清掃により美化活動に協力いただいておりますが、市処理施設で処理できないごみは引き取りすることができませんのでご理解をお願いします。

処理できないごみ 主なもの
テレビ、冷蔵庫、洗濯機、クーラー、衣類乾燥機、パソコン、携帯電話、タイヤ、バッテリー、漁具、農業用廃プラ、産業廃棄物

※引き取り出来ないごみの処理については、清掃場所の管理者とご相談ください。

4 ごみ出し場

ごみを出す場所は、次の点に留意して環境対策課と相談してください。

- ・ごみ収集車両が侵入できる場所 ※4 t 車両が侵入できる場所
- ・収集員が安全に収集作業できる場所

5 ごみの出し方について

ごみの出し方については次の点に留意してください。

- ・前述「3 ごみの区分ごとの分別と注意点」の分別方法を遵守し、ボランティア袋に入れてごみを出してください。
※ごみが分別されていない場合や市の指示、注意事項を守らない場合はボランティア清掃であっても収集しないことがありますのでご注意ください。
- ・道路側溝などの清掃により排出される土砂はごみとして出さないでください。
- ・私有地や事業所、家庭から出るごみなど、ボランティア清掃に該当しないごみは出さないでください。※市の処理方法に基づき事業主または、個人の負担で適正に処理してください。

6 ごみの回収

ごみの回収については次の点に留意して環境対策課と相談してください。

- ・月曜日～金曜日に収集します。(申し込み時に相談して下さい)
※土曜日、日曜日に清掃した場合でも回収日は前述の曜日となります。
- ・回収の予約状況や、ごみの量によっては、すぐに回収できない場合があります。
※注意 ごみを出した日から回収日まで期間を要する場合、ごみ出し場所でのごみの保管については、当該ごみ出し場所の地主または、管理者と事前に相談し承諾を得てください。土地の管理者や地主の承諾がないまま長期間ごみを置いた場合、当該地主または、管理者とトラブルになる場合があります。

問い合わせ

名護市 環境水道部

環境対策課 環境衛生係

TEL 0980-52-0003

FAX 0980-52-1563